

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第65回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年10月30日（火） 15時00分～15時24分  
於・総務省 第一特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、  
長田 三紀、三友 仁志

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（総合通信基盤局長）  
大橋 秀行（電気通信事業部長）  
佐々木 祐二（総合通信基盤局総務課長）  
秋本 芳徳（事業政策課長）  
飯村 博之（事業政策課企画官）  
竹村 晃一（料金サービス課長）  
内藤 新一（料金サービス課企画官）  
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 諮問事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第3077号】

2 諮問を要しない軽微な事項について（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

## 開 会

○辻部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第65回）を開催いたします。

本部会には、委員8名中6名が出席されておられますので、定足数を満たしております。

## 議 題

### （1）諮問事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第3077号】

○辻部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、諮問事項が1件と当部会の決定事項の一部改正の計2件ございます。

まず、諮問第3077号「接続料金規則等の一部改正」について総務省から説明をお願いしたいと思います。

○内藤料金サービス課企画官　それでは、資料65-1に基づきまして、諮問の概要についてご説明申し上げます。

まず、1ページ目が諮問書になっております。本件は、電気通信事業法の関係規定に基づきまして、接続料規則等の一部改正を諮問させていただくものでございます。

2ページ目をご覧ください。改正の背景についてご説明させていただきます。NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料については、長期増分費用方式に基づき算定されるところでございます。

第6次モデルの適用期間の終了を見据えまして、総務省では平成25年6月からモデル見直しのための研究会を再開いたしまして、平成27年1月に第6次モデルを改修した第7次モデルを取りまとめたところでございます。これを

受けまして、長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方について本年2月に情報通信審議会に諮問を行い、本年9月に平成28年度から平成30年度までの接続料の算定には第7次モデルを適用することが適当であるとする答申を受けたところでございます。今般、諮問させていただきます接続料規則等の一部改正につきましては、この答申の内容を踏まえまして、関係する2つの省令に係る所要の規定の整備を行うものでございます。

接続料規則の一部改正につきましては、接続料算定方法の変更に伴う改正と接続料算定に用いる入力値の更新を伴う改正でございます。

また、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正につきましては、NTSコストの扱い、接続料算定に用いる通信量の扱い、東西均一接続料の扱いに関する継続適用に関する改正でございます。

続いて、3ページ目をご覧ください。主な改正の概要につきまして説明申し上げます。まず、接続料規則の一部改正でございますが、第7次モデルの導入に伴う接続料算定方法の一部変更と平成28年度の接続料算定に用いる入力値の更新の2つの項目がございます。順にご説明します。

まず、第7次モデルの導入につきましては5点ございますけれども、1点目は、3ページ目の点線枠囲み内の答申の抜粋でございますとおり、LRICモデルの前提条件の見直しに関するものでございます。LRICモデルがコスト算定対象とするサービスは、加入電話及びISDNとされておりますけれども、NTT東西の中継交換機はこれらのサービスに加えまして、他事業者からNGNへの接続や他事業者間での相互接続に利用されるなど、いわゆるハブ機能として利用されております。近年は、この利用割合が拡大しておりますところでございます。

PSTNからIP網への移行期におきましては、特に他事業者からNGNへの接続にハブ機能として中継交換機を利用する通信、いわゆるICトランジット呼に係る需要の割合が一定程度維持されるものと考えられることから、ICトランジット呼をLRICモデルのコスト算定対象に新たに加えることといたします。

2点目は、ネットワークの効率化等に関してでございます。

まず、①の「局舎種別（GC局／RT局）の判定基準の見直し」でございま

す。現行モデルでは、加入者回線数1万2千を閾値として、收容区域における加入者回線数がこれを超える場合にはG C局、超えない場合にはR T局としております。モデル上では、收容区域内のき線点R T（F R T）により光化されて、局舎内のR Tには直接收容しない加入者回線が一定程度存在しておりますことから、局舎の種別の判定基準を見直すことといたします。

具体的には、閾値による局舎種別の判定については、收容区域の回線数からF R Tにより光化された回線数を控除して行うこととし、また、加入者回線モジュールにおけるき線点遠隔收容装置の帰属先局舎の判別においては、F R Tで控除され得る回線割合を補正した加入者回線数1万5千を閾値とすることといたします。

次に、②の「光ケーブルの経済的耐用年数の見直し」でございます。これは、現行モデルの光ケーブルの経済的耐用年数は、架空が15.1年、地下が21.2年となっておりますけれども、光ケーブルの撤去実績等に基づく現行の推計方式によりまして推計を行った結果を踏まえまして、光ケーブルの経済的耐用年数を架空を17.6年、地下を23.7年に見直すことといたします。

次に、③の「設備共用サービスの見直し」でございます。N T T東西がアンバンドル機能の1つとして他事業者に貸与している中継ダークファイバにつきまして、他事業者の設備需要が一定程度存在することを踏まえまして、新たに設備共用の対象サービスに加えることといたします。

次に、④の「その他ネットワーク効率化の見直し」でございます。1つは、同一の単位料金区域（MA）の中に複数のG C局がある場合、R T局からの伝送距離が最短となるG C局にそのR T局が帰属するよう、局舎帰属に係る見直しを行うことといたします。

また、信号用交換機（S T P）について、価格及びスペックが現行のモデルの装置に比べて優位性がある信号用交換機への見直しを行います。

最後に、⑤の「災害対策に関する検討」でございます。N T T東西が実施している災害対策については、ネットワークの信頼性確保の観点から、実施すべき災害対策に係るコストとして、L R I Cモデルの考え方に沿って、最低限必要と認められる範囲をモデルに追加反映することといたします。

そのほかの接続料規則の改正事項といたしましては、（2）にございますと

おり、「平成28年度の接続料算定に用いる主な入力値の更新」がございませう。入力値の更新につきましては、可能な限り最新のデータを用いる観点から毎年行っておりまして、今般も同様にこれを行うものでございませう。

なお、この更新につきましては、長期増分費用モデル研究会の検討結果も踏まえたものでございませう。

続きまして、5ページ目以降は、接続料規則の一部を改正する省令についてございませう。こちらは、経過措置に係る改正事項を定めたものでございませうので、今般の改正内容も経過措置に係るものとなります。

主な改正点は3点ございませうけれども、いずれも従前の経過措置を継続するものでございませう。ということで、実際には期間延長を図るための改正となっております。

1つ目は5ページ目（1）にございませうとおり、FRT-GC間伝送コストの接続料原価への全額算入措置につきまして、平成30年度まで引き続き行うものでございませう。

2つ目は6ページ目の（2）にございませうとおり、接続料算定に用いる通信量につきまして、前年度下期と当年度上期の通信量を合算して通年化したものを平成30年度まで引き続き採用するものでございませう。

3点目は7ページ目の（3）にございませうとおり、NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定、いわゆる東西均一接続料の扱いを平成30年度まで引き続き継続するものでございませう。

以上が、接続料規則等の一部を改正する省令案の概要でございませう。

続きまして、9ページ以降の資料につきまして、改正内容について簡単にご説明させていただきます。先ほどご説明いたしました第7次モデルの導入に伴う接続料算定方法の見直しに係るもののうち、省令改正部分についてご説明いたします。

まず、9ページ目をご覧ください。別表第2の1の改正でございませう。加入者交換機の設置基準の規定につきまして、1の（1）にございませうが、先ほどご説明しました局舎種別、GC局/R T局の判定基準の見直しに伴う改正でございませう。具体的には、GC、R T種別判定において、FRTに収容される回線数を除くこととされたことから文言を加えております。

また、同じく9ページ目の2の(3)にございますけれども、ネットワークの効率化の見直しにより、RTの帰属先の見直しを行うこととされたことから、それを反映する改正を行っております。

飛んで、21ページ目をご覧ください。こちらでは、中継交換機の設備量の算定につきまして、ICトランジット呼をLRICモデルのコスト算定対象に新たに加えるとされたことから、(1)の21ページ最後のところに文言を追加しております。22ページの(2)(3)(4)においても同様の趣旨の改正を行っております。

続きまして、27ページ以降にございます別表第2の2の「正味固定資産価額算定に用いる数値」に関する改正箇所につきましては、こちらは第7次モデルの導入に関する箇所についてご説明させていただきます。

30ページをご覧ください。左の改正案の中ほどに赤字で、き線点遠隔収容装置帰属先局舎種別判別値について1万5千回線という箇所がございますが、こちらが先ほど説明したGC局/R T局の局種判定における判別において見直すこととしたことを反映する改正でございます。

また、同じく30ページ中ほどの少し下に、信号用中継交換機に係る改正箇所がございます。こちらは、スペックが優位性のあるものへの見直しを行うことによる改正でございます。35ページも同じような改正をしております。

そのほか、40ページ、41ページは、平成28年度の接続料算定に用いる入力値の更新を行っております。

続いて42ページ以降は、別表第4の3「費用算定に係る数値」に関する改正箇所が続いており、こちらも入力値の更新を行っているものでございます。

48ページ中ほどに、光ケーブルの経済的耐用年数の更新を行っておりますけれども、こちらは第7次モデルの導入に伴う改正となっております。

続きまして、49ページ、こちらはICトランジット呼を中継交換機の設備量に反映される修正に関して、算定の分母となるトラヒック算定のための様式を改めております。50ページ目も同様でございます。

51ページ目は、災害時に設置される特設公衆電話の回線数を反映させるための注釈の改正を行っているところでございます。

続きまして、52ページをご覧ください。こちらは、接続料

規則の一部を改正する省令における経過措置に関する改正案となっております。いずれも、第7項、第10項及び第12項におきましては、FRT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入を平成31年3月31日までとする旨の改正をしております。

次に、52ページから53ページまでの附則第14項は、これは接続料算定に用いるトラヒックの期間を前年度下期と当年度上期とする措置につきまして延長する旨の改正をしております。

53ページ目の附則第17項、こちらは東西均一接続料に関しまして、同じく平成31年3月31日まで継続する旨の改正をしております。

最後に、本改正省令の附則でございますけれども、こちらについては、省令の施行前におきましても、新規則による計算方法を通知できることとする旨等の準備行為等を規定しております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、おっしゃってください。

接続料はPSTNにかかわるものが多いですが、光化とかIP化の進捗とも関連もあり、接続料算定的前提条件が変わってきますので、それをその時々修正していこうというものでございます。

○三友委員　　よろしいですか。

今回の改正は、従前の長期増分費用方式の延長にあるんだろうと思うんですけども、一度聞いただけでは、何がどう変わったかが十分理解できないところもございまして、一番大きな変更はどこなのかというのを教えていただけると助かるんですが。

○内藤料金サービス課企画官　　原価算定を効率的にすることを目的として改修を行っているものでございますけれども、やはり効果が大きかったのは局舎種別の判定基準の見直しでございます。これによりまして、GC局のうち、RT局に変更されたことなどによって、コスト削減効果が生じるものと考えているところでございます。

○三友委員　　ありがとうございました。分母と分子がありまして、分母のほ

うは、今の状況でどんどん小さくなっていったるわけですね。分子のほうは、効率化等によって、また、これも小さくなっていったると思うんですけども、その相対的なバランスによって算定される値が変わってくると思いますので、ある程度の範囲におさまるといふ表現はいけないかもしれませんが、計算的に、なるべく高くないような形になっているのであればいいかなと思います。

○辻部会長　基本的には、このLRICという概念自体が、IP化、光化の中でふさわしいかどうかということもあり、具体的にはIP-LRICに関する議論が長期増分費用モデル研究会においても行われておりますが、まだ決まったやり方はございません。それができますと大きな変更になりますが、それができるまでは、いろんな現象面とか、あるいはデータの変更によって、少しずつ現状に合ったように効率化し、コストが下がる形でいこうというのが原則的な考え方と思います。

○内藤料金サービス課企画官　若干の補足でございますけれども、一応、平成28年度以降の接続料についての見込みということでは算定は事務局でもしております、GC接続料の原価は効率化して下がることは下がりますが、やはりトラヒックの減少の方が、さらに下げ率が大きいため、実際の接続料におきまして6円から7円程度に向かって上昇傾向になるだろうと考えております。

○辻部会長　ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問されました内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行いたいと思います。意見招請期間は11月30日までといたします。その後、意見招請を行ってから、接続委員会におきまして調査、検討いただいた上で、最終的には当部会において答申をまとめるようにしたいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○辻部会長　それでは、その旨、決定させていただきます。

（2） 諮問を要しない軽微な事項について（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

○辻部会長　次に、当部会決定であります「諮問を要しない軽微な事項」についての一部改正につきまして、委員の皆様方にお諮りさせていただきたいと思っております。

資料65-2に基づき、事務局からご説明をお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐　資料65-2につきましてご説明をさせていただきます。

ページを1枚おめくりいただきたいと思っております。こちらに、今回の改正の概要について書かせていただいております。

まず、「改正の経緯」ですが、今回、この改正の経緯となりました接続料規則についての記載でございます。この接続料規則の改正につきましては、電気通信事業法の規定に基づきまして、情報通信行政・郵政行政審議会での必要的諮問事項とされているところでございます。

先の9月に出されました情報通信審議会の答申におきまして、接続料規則の改正の中でも、長期増分費用方式に基づく接続料算定に伴う規則の改正につきましては、制度導入から一定の期間が経過して、制度に対する事業者の理解が十分に浸透しているものと考えられること等から、接続料改定に係る手続を合理化する等、長期増分費用方式の運用について適宜見直すことが適当とされたところでございます。今回、こちらのご指摘を踏まえまして、事務局において長期増分費用方式の運用の見直しについて検討を行ってきたところでございます。

2番目が「改正の内容」でございます。この検討の結果として、長期増分費用方式に係る接続料算定に係る入力値である正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値の変更のみを内容とする改正の場合につきましては、今回、電気通信事業部会の決定事項であります「諮問を要しない軽微な事項」の1事項として追加する形での所要の改正を行うこととさせていただきたいところ、今回、案を出させていただいております。

3番目が「改正内容の施行期日」でございます。電気通信事業部会において改正が決定された日をもって施行させていただければと考えているところでございます。

4番目が「今後の取扱い」になりますが、こちらの長期増分費用方式に基づく接続料算定に係る入力値の改正につきましては、先ほども説明にあったと思いますが、引き続き総務省の長期増分費用モデル研究会において具体的な内容をご検討いただくとともに、その内容につきましては、総務省として改正内容に対する意見募集を実施した上で最終的に改正を行うというような形での進め方を考えているところでございます。

ただし、入力値のみの改正にはとどまらない、長期増分費用モデルそのものの改修を伴うような改正内容であります場合には、部会決定にございます「重要又は異例な事案と認められるもの」として、重要な案件としての情報通信行政・郵政行政審議会への諮問を引き続き行っていただきたいと考えてございます。

具体的な改正の内容につきまして記載させていただいたものが、次のページの新旧対照表でございます。こちらにつきまして、さらにその次のページになりますが、今回の改正の追記部分のところを第4項として書かせていただいているものでございます。今回の改正内容は第4項の追記という形でまとめられているものでございまして、あとの細かいところの修正につきましては、それに伴う条項等の変更でございます。

簡単ではありますが、以上でございます。

○辻部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

○酒井部会長代理　よろしいですか。

○辻部会長　どうぞ。

○酒井部会長代理　例えば、今回の一部改正については、これに該当するものはどれになるのでしょうか。該当するものはないのでしょ

うか。○内藤料金サービス課企画官　今回についても、こちらに該当するものがございまして、該当するものとし

ないものがまぎっております。別表第2の2の正味固定資産価額算定に用いる数値は今回については、モデルの改修に伴うものと入力値の更新に伴うものと2種類ございます。来年については、モデル改修をしない場合には入力値の更新のみを行うこととなります。

○酒井部会長代理　　わかりました。では、例えば、G Cをつけるかどうかの重要な件とか、そういったことになると、諮問を要することになるわけですね。

○内藤料金サービス課企画官　　はい、そのとおりでございます。

○酒井部会長代理　　はい、わかりました。

○辻部会長　　ほかの点で何かございますでしょうか。今のご説明のとおり、本件につきましては、この案のように改正したいと思いますが、いかがでございでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

　　以上で、本日の審議は全て終了いたしました。委員の皆様から、何かございでしょうか。

　　事務局から何かご連絡はございますか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の電気通信事業部会の日程でございますが、11月10日、火曜日午後の開催を予定してございます。詳細につきましては、別途、事務局からご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○辻部会長　　ありがとうございました。

　　それでは、これもちまして閉会といたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

閉　　会